

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 8 月 5 日 (金) 第 8 3 1 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (450) (福祉保健課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (451) (くらしの安心推進課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (452) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (453) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (454) (〃) 3
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) 4
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 5

告 示

鳥取県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町 安原1119	小規模多機能ホームばんだの里	西伯郡大山町 安原1118-1	小規模多機能型居宅介護	平成23年3月1日
医療法人養和会	米子市上後藤 三丁目5-1	訪問介護仁風荘 こうやまち	米子市紺屋町 104-2	訪問介護	平成23年5月1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉 町83-3	デイサービスまちくら	米子市西倉吉 町83-3	通所介護	”

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町 安原1119	小規模多機能ホームばんだの里	西伯郡大山町 安原1118-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年3月1日
医療法人養和会	米子市上後藤 三丁目5-1	訪問介護仁風荘 こうやまち	米子市紺屋町 104-2	介護予防訪問介護	平成23年5月1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉 町83-3	デイサービスまちくら	米子市西倉吉 町83-3	介護予防通所介護	”

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目 5-1	居宅介護支援センター 仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	平成23年5月1日

鳥取県告示第451号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡日南町	平成23年9月6日(火)	午後1時から 午後3時まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日野郡日野町	平成23年9月8日(木)	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
日野郡江府町	平成23年9月13日(火)	〃	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館
日野郡	平成23年9月27日(火)	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
倉吉市、境港市、 西伯郡、日野郡並 びに東伯郡琴浦町 及び北栄町	平成23年12月20日(火)	午前10時から 午後3時まで	倉吉市広栄町900-1 鳥取県タクシーメーター検査場

鳥取県告示第452号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月5日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌ・ビ ー・ラボ	通所介護事業所エ ルスリー鳥取	鳥取市卯垣五丁目 8	平成23年7月29日	通所介護

鳥取県告示第453号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ゆきライフ サポート	(合) ゆきライフサ ポート	米子市皆生新田三 丁目24-30	平成23年8月1日	訪問介護

鳥取県告示第454号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ゆきライフサポート	(合) ゆきライフサポート	米子市皆生新田三丁目24-30	平成23年8月1日	介護予防訪問介護

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成23年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日 時
学 科 試 験	平成23年10月20日（木） 午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	平成23年10月20日（木） 午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 第32会議室及び第33会議室

3 試験の方法

- 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - 衛生法規に関する知識
 - 公衆衛生に関する知識
 - 洗濯物の処理に関する知識
- 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - 洗濯物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - 洗濯物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
- 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- 履歴書（日本工業規格によるもの）
- 受験資格を有することを証明する書類
- 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成23年8月15日（月）から同年9月2日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により

提出する場合は、平成23年9月2日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所生活環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部総合事務所生活環境局（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 平成23年10月31日（月）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所生活環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年8月5日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町 西一丁目692	鳥取市賀露町西 一丁目2987外2 筆(945平方メートル)	砂(1,065立方メートル)	平成23年7月26 日から平成24年 7月25日まで	平成23年7月26日